

佐監第37号の5
令和3年8月16日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 石 渡 康 郎

令和2年度佐倉市公営企業会計決算審査意見書について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和2年度佐倉市公営企業会計決算及び関係書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和2年度 佐倉市公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の対象

- 1 審査の対象となる決算
佐倉市水道事業会計決算
佐倉市下水道事業会計決算
- 2 審査対象年度
令和2年度

第2 審査の期間

令和3年6月2日から令和3年8月13日まで

第3 審査の着眼点及び方法

- 1 決算審査に当たっては、決算書及び関係諸表の計数が、法令に適合し、かつ正確であるか検証するとともに、経営成績、財政状態について審査するほか、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを次の主な着眼点に基づき実施した。
主な着眼点
ア 決算書は、正確かつ適正に作成されているか。
イ 財務諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示するように作成されているか。
ウ 経営活動は、経済性を発揮し合理的かつ能率的に行われているか。
- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、本事業の経営状況を把握するため、試査により、確認、突合、分析的手続、質問等、通常実施すべき手続を選択適用した。質問は、令和3年7月9日に実施した。

第4 審査の結果

1 水道事業会計

(1) 総合意見

審査に付された決算書及び付属明細書は、その計数が正確で経営成績及び財政状態は適正に表示しているものと認められた。

なお、下記の事項については、十分に留意されたい。

記

ア 決算の概要について

令和2年度の収益的収支は、総収益が対前年度比で3.2パーセント増の3,838,589,860円（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）であり、総費用は、同12.5パーセント増の3,660,828,029円となった。その結果、純利益は、同61.8パーセント減の177,761,831円となった。

収益の根幹を占める給水収益は、同1.8パーセント増の3,245,869,635円であった。

総収益には、現金収入の伴わない長期前受金戻入343,511,997円が含まれており、これを純利益から差し引いた実質的な利益は、△165,750,166円となり、令和2年度の水道事業会計は実質的に赤字となっている。要因としては、ハッ場ダムの供用開始に伴い、規制によりくみ上げが制限されている暫定水源である地下水の一部を表流水に転換せざるを得なかったことによる原水費の増加にある。

水道事業の目的は、市民に安全で良質な水道水を適正な価格で供給することにある。令和3年度から「上下水道の窓口等受付業務」の民間委託を開始し併せて組織の改革など経営の改善に努めているところであるが、水道事業を将来にわたって持続可能なものとするため、事業の効率化と一層の経営努力によって財務体質の強化を図るよう要望する。

イ 経営分析について

決算書に基づく経営分析において、営業収益対営業費用比率は、営業収益を営業費用で除し、100を乗じて求めるものである。

この数値は、100パーセントを超えて比率が高いほど良好とされているが、佐倉市における令和2年度の同比率は、前年度の102.5パーセントより10.0ポイント悪化の92.5パーセントで100パーセントを下回ってしまった。これは、前年度より、営業収益は1.8パーセント増となったものの、営業費用が受水量の増加に伴い12.7パーセント増と、大幅に増えたことによる。

供給単価と長期前受金戻入を考慮しないところの給水原価の差額も、24.21円であり前年度の3.93円から20.28円と大幅に悪化した。

なお、「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会」を設置し今後の水道料金及び下水道使用料のあり方について、令和2年7月から検討を開始し、令和3年3月23日付けで、同懇話会から、「水道料金の平均改定率は7.4パーセントが妥当である」という提言がなされた。水道事業が保有する現金預金を活用し、使用者に急激な影響を及ぼさないよう改定率を抑えたとのことであるが、この改定率では、仮に、令和2年度の供給単価を基に試算すると、203.38円となり、給水原価に10.2円及ばず逆ザヤ状態は変わらない。

今回の提言では、保有現金の減少を考慮した改定であるので、事業活動に要する費用の更なる抑制を検討し、保有現金の減少を抑えつつ、次期料金改定の時期を逸しないよう注視されたい。

また、料金改定に当たっては、使用者へ料金改定の必要性を丁寧に説明し納得していただけるよう努められたい。

2 下水道事業会計

(1) 総合意見

審査に付された決算書及び付属明細書は、その計数が正確で経営成績及び財政状態は適正に表示しているものと認められた。

なお、下記の事項については、十分に留意されたい。

記

ア 決算の概要について

令和2年度の収益的収支は、総収益が対前年度比で1.6パーセント減の3,812,901,853円（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）であり、総費用が、同2.1パーセント増の3,329,381,928円で、その結果純利益は、同21.2パーセント減の483,519,925円となった。

収益の根幹を占める下水道使用料は、有収水量が前年度比で、1.6パーセント増加したものの、使用料単価が前年度より下がり、同0.1パーセント減の2,416,423,549円となった。

純利益が前年度に比し21.2パーセント減じた主な要因としては、雨水処理負担金及び補助金等の収益の減少と、印旛沼流域下水道の地方公営企業法適用に伴う単価の上昇及び処理水量の増加による流域下水道維持管理費負担金の増が主なものとして挙げられる。

下水道事業については、管渠老朽化対策の計画的な推進など、将来にわたる市民生活の環境整備の観点から、健全な財政運営が求められるところであり、事業の効率化と一層の経営努力によって財務体質の強化を図るよう要望する。

イ 経営分析について

決算書に基づく経営分析において、営業収益対営業費用比率は、営業収益を営業費用で除し、100を乗じて求めるものである。

この数値は、100パーセントを超えて比率が高いほど良好とされているが、佐倉市における同比率は、平成28年度66.5パーセントと厳しい経営状況にあったが、平成29年7月の使用料改定により平成29年度は76.1パーセントと改善し、さらに平成30年度は83.8パーセントと改

善幅が広がったところであるが、令和元年度は81.6パーセント、令和2年度78.1パーセントと前年度より3.5ポイント減少し、令和元年度の全国平均80.1パーセントにも届かず、経営状況は厳しい状態にある。

下水道は、市民の生活環境を支える重要な都市基盤の一つであることから、中長期的展望に立って、効率的かつ計画的な事業経営に努められたい。